

社会福祉法人 明岳会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明岳会（以下、「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員（以下、「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(役員勤務報酬等)

第3条 当法人の理事長が理事会等以外の日において、当法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、1日当たり金1万円の業務報酬を支払うことができる。

(改 廃)

第4条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。